

第39回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

1. 委員の出欠

岸委員、信太委員、阿久澤委員、上谷委員、坪野委員及び長野委員が欠席。

2. 概要

<議題1について>

（座長）本日の議題は、（1）加工食品の原料原産地の表示方法について（関係者ヒアリング第3回）、（2）その他。

議題1の「加工食品の原料原産地の表示方法について」、前回に引きつづき、第35回共同会議で議論した検討項目の2及び3について議論いただくこととし、全国清涼飲料工業会及び全国農業協同組合連合会・全国農業協同組合中央会の方々からご説明をいただく

○ 全国清涼飲料工業会（以下、工業会）から、配布資料に基づき説明を行う。

説明概要

- ・ 年間を通じた安定した品質実現のため、独自の高度なブレンド技術を用いている。
- ・ 原産地を敢えて表示したものは、産地を最重要な要素と考え他と差別化を図るため。
- ・ 可能な限り原産地が特定できる原料を確保するが、限界もある
- ・ 外国産の大括り表示、中間加工地表示は消費者の知りたいニーズに合致しない
- ・ 原産地が特定できない旨の表示は消費者にいらざる不安を与えかねない

等について、資料に基づき説明。

（質疑応答）

神田委員：緑茶飲料は原料原産地を実現できたが、どのような努力をし

てきたのか。緑茶が義務付けられることで、取引形態はかわったか。果汁は、何カ国くらいの原料を使うのか。果汁で原産地が特定できないというのはどういう意味か。

企業A：緑茶製品は元々原料の国産比率の高い商品であり、また原料原産地の種類が少ないことから、実行は可能と判断した。

果汁原料の原産国数は製品等で変わる。緑茶に比べて果汁は、ハリケーン等で突然調達できなくなることが多い。国を限定して調達するという考え方ではない。EU等は国を限定せずに原材料を集めて使用する場合等があり、原材料が特定できないことがある。業界では基本的に原産国はわかるものは書く努力はしている。安全性については、生産国ごとに応じたりリスク管理体制をとっているところ。

企業B：資料7頁には輸入相手国と書いているが、これは原料の原産地ではなく、果汁の生産国である。果汁のブレンドを行っている場合はそれ自体が高度な加工技術であり、それ以上の遡及は我々としてはトレーサビリティを信用するしかない。逆に産地を特定しようとして、違う産地表示をしてしまうことが不安。

増田委員：原産国が関係する偽装表示によって消費者はだまされ続けている。消費者にとっては原産国が安全性を判断する一つのツールとなっていることは事実。その表示が難しいのなら、何か代替案はあるのか。

工業会：消費者に対して、お互いの信頼関係を構築していくことだと考えている。信頼関係がなければ、表示を信じてもらえない。

企業A：消費者に対して、ホームページ等で製造現場を紹介し、われわれの取り組みを理解していただく等、行っていることを伝えていく、信頼を構築する、と考えている。

神田委員：工業会として取り組んでいることを教えてほしい。

工業会：安全性については、HACCP研修、コンプライアンス研修、自己診断シートの配布による企業倫理のチェックを工業会単位で行っている。

小笠原委員：お客様相談室への問い合わせ内容の内訳はどうなっているか。冷凍食品業界では産地よりも安全性に関する問い合わせが多かったことから、質問したい。

企業A：手元にデータがないので、必要であれば後ほどお示ししたい。

事務局（新井）：質問が三つある。①これまでの話から、産地はわかっ

ているが、スペースの問題でできないと理解してよい。②果汁飲料以外で、コーヒーや炭酸飲料は原料の原産地もわかるけれども、表示はできない。個別の問い合わせには対応できる、ということか。③産地を切り替えたとき、商品と対応して1対1でわかるような仕組みになっているか。

工業会：原料原産地は、基本的にはすべてにトレーサビリティをつけていて、そのようなものを商品として発掘。

企業A：コーヒー飲料は、産地と品種が一体であり、かつブレンドが商品の品質を決定づける行程であるため、どこの産地をどうブレンドするかが品質を決定する。

書いている製造ロットがわかれば、だいたいどのような産地のものを使っているかは答えられる。

丹委員：要望だが、原料の調達はどのように複雑なのか、よくお客様から質問されるので、是非具体例を挙げた説明をしていただけると助かる。

板倉委員：原産地は特定できないと表示すると、お客様にいらざる不安を与えるとあったが、この根拠は何か。私は、消費者にとっては、原産地情報がないこと自体が不安であると認識しているが。トレーサビリティを活用して特定できるのであれば、そう書けばいいのではないか。

事務局（箴島）：これは平成18年4月の検討における残された論点として提示された、原産地が特定できない旨の表示をすることに対するご意見を伺うものである。

工業会：少なくとも原産地が特定できない旨の表示をすると、消費者にいらぬ誤解を与えるというのが我々の意見。

座長：続いて、生産者の視点から、原料原産地表示の説明をしていただきたい。

○ 全国農業協同組合連合会（以下、全農）及び全国農業協同組合中央会（以下、全中）から、配布資料に基づき説明を行う。

説明概要

- ・ 消費者の国産に対する信頼感に応えるため、紛らわしさを与えな

い統一した表示ルールが必要との認識

- ・ すべての原産地を表示することが理想だが、難しさがあることも承知しており、まずは第 1 ステップとして、国産と外国産の大括りの表示が必要と考えている。これは、同一原料の国産・外国産の併用使用など優良誤認の防止を目的にお願いしたい。
- ・ 大枠表示については例えば、国産と外国産を分けて表示すべき。国産原料を 100%使うと判断されれば、国産に記載し、外国産も同様に記載し、併用もしくは混合の場合もそのことがわかるように記載する。この場合だと国産 100%の原材料は一目でわかり、消費者からも大変わかりよいのではないか。なによりも消費者からみてわかりよいということが第一義である。

神田委員：国産を選択するための仕組みづくりに何が必要なのか、具体的な現在の努力について、今後のビジョンを聞かせていただきたい。

全農：加工業務向け取引拡大のため向け、契約取引に向けての意識改革が必要であり、具体的な手法についてのマニュアルも作っている。第 2 ステップでは、業務加工向けの産地作りをおこない、第 3 ステップとして、実需者のニーズに応じて、価格・スペック、物流等に対応できる仕組みの構築をおこなっている。生産者団体としての立場において、加工食品業者にいかに国産原料を選択していただくか、その仕組み作りが大変重要だと考えている。さらには、国産 100%の原材料を求めている加工食品業者に対しては、契約にもとづいて原料供給をおこなっていききたい。

丹委員：国産の安全性担保のための努力は、どのようなことをしているのか。残留農薬の検出率は、国産だからといって単純に低いわけではない。安全性に関する取り組みをもっとアピールしてはどうか。また、大括り表示について、加工度が低いものなら理解できるが、加工度が高いものまで大括り表示するのはいかがか。

全中：安全性については、生産履歴（農薬使用履歴）の記帳の普及、農薬に関する勉強会の開催などの取り組みをしている。GAPの普及は今後の課題。

大括り表示は、原料原産地表示が難しい様々な種類の食品が出回る中で、消費者が知りたい情報を少しでも出せる方法としての提

案・意見である。

事務局(新井):冒頭に生産者の立場からの発言という説明があったが、当然全農さんとしては販売、PB等様々な立場を代表しなければならないと思う。そういった立場から、原料原産地表示についてどう考えるか。

全農:おっしゃるとおり、飲料メーカーと同じ立場の面もあるが、やはり生産者が求める声は非常に強く、このような判断に立った。

松田委員:加工食品中の農薬を取り扱う立場として意見を言う。加工度によって残留農薬の多さがかわってくる。水煮なら表示可能だが、ぎょうざでは無理等、表示可能な加工食品を考えないと、表示は難しいのではないか。

3. 今後の予定

事務局(箴島):来週から1月中旬にかけて、地方での意見交換会を実施する。次回の共同会議はそれ以降となる。意見交換会は、共同会議としてではなく、会議での議論に資する情報を得ることを目的に、事務局が開催するもの。意見交換会に出席できる委員の方には出席していただき、地方の生の声を聞いていただきたいと考えている。

座長:では、本日はこれで閉会としたい。

以上